

## 令和7年度

### 第11回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和8年2月5日(火) 午後1時30分～午後2時55分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明申請について

議案第5号 庄原市農業振興地域整備計画の農用地利用計画の  
変更の承認について

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	原田 實夫	○		13	佐々木 利雄	○	
2	堀江 唯雄	○		14	田邊 文隆	○	
3	木村 英宗	○		15	瀬尾 憲雅	○	
4	増谷 克則	○		16	金本 哲弥	○	
5	入谷 弘之	○		17	渡邊 敬子		○
6	財間 敏行	○		18	道下 和子		○
7	須應 敏明	○		19	井上 伸啓	○	
8	寺西 玉実	○		20	小次 啓二	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	宮崎 讓	○		23	小田 徳生	○	
12	竹森 達	○		24	榮田 明美	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本 庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	中村 雅文		○
係 長	中村 征巳	○		主 任	小田 正儀		○
主 任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主 事	木村 泰三	○		出張所長	糸原 秀晴		○
(西城出張所)				主 任	島田 竜矢	○	
出張所長	日野原 祥二		○	(比和出張所)			
主 任	沖田 晋耶	○		出張所長	掛札 靖彦	○	
				主 任	加川 元暁		
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	六原 善博	○		出張所長	今西 隆行		○
主 事	村木 莉加	○		主任主事	福田 哲彦	○	

<p>事務局長</p>	<p>ただ今より、令和7年度第11回庄原市農業委員会総会を開催いたします。(午後1時30分)</p> <p>本日は17番渡邊委員、18番道下委員から欠席の届け出がありましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは、本日は道下会長が欠席のため、堀江会長代理より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長を務めていただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>(挨拶)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、会議を開会させていただきます。</p> <p>ただ今の出席委員は22名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。続きまして、本日の議事録署名者を指名させていただきます。</p> <p>4番増谷委員さん、5番入谷委員さん、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは議案に移る前に、あらかじめ送付した議案に訂正がありますので、事務局から報告をお願いします。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>議案の訂正について報告します。</p> <p><b>【訂正箇所】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」</li> <li>  受付番号63：現地確認の結果、申請地のうち一筆が取り下げとなり削除</li> <li>  受付番号65：担当委員の名前に誤りがあったため、正しい名前に訂正</li> </ul> <p>以上、報告いたします。大変申し訳ございませんでした。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号59から66の8件について事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>資料にて、権利を設定または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 (以下 略)</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>皆様よりご質疑・ご意見はございますか。</p>

3 番木村委員	受付番号 62 について、譲受人が農地を取得する時期は、譲渡人から居宅を購入する時期と同じであると理解してよろしいですか。
事務局員 (本庁)	そのとおりです。
7 番須應委員	受付番号 62 について、譲受人の年齢が 70 代後半と記載してありますが、維持管理の継続性は見込まれるのでしょうか。
事務局員 (本庁)	譲受人は高齢ではありますが、本人に耕作意欲があり、維持管理の実現性も確認できましたので、許可申請に至りました。
9 番森兼委員	受付番号 59 について、申請地は利用権設定をされていた記憶がありますが、その点はいかがでしょうか。
事務局員 (本庁)	利用権については、契約期間が満了しており、更新もしないことを確認しております。
議長	ありがとうございました。ほかにはございませんか。  (なしとの声)
議長	それでは採決に移ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」受付番号 59 から 66 の 8 件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。  (異議なしとの声)
議長	それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」受付番号 59 から 66 の 8 件を申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。  挙手全員、許可することと決定されました。
議長	続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について」を上程します。事務局からの説明を求めます。

<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>失礼いたします。</p> <p>議案第2号 「農用地利用集積等促進計画原案への意見聴取について」、説明させていただきます。</p> <p>原案の内容は中間管理機構を通じて農地の利用権を設定するものです。</p> <p>内訳としましては、1年契約が5件 19,990㎡、2年契約が14件 87,798㎡、3年契約が25件 95,213㎡、4年契約が13件 57,010㎡、5年契約が9件 47,252㎡、6年契約が25件 129,326㎡、7年契約が2件 10,114㎡、10年契約が33件 152,454.41㎡、11年契約が27件 162,174.25㎡、合計153件 761,331.76㎡となっております。</p> <p>詳細は、議案資料1ページから308ページのとおりです。</p> <p>なお、権利の設定を受ける者については、地域計画公告時に農業を担う者として既に位置づけられている者もしくは事後の変更として地域計画の見直しの際、目標地区に位置付ける者であることを本市農業振興課から確認しております。</p> <p>以上の農用地利用集積等促進計画は、農業委員会の承認後、広島県知事が認可・公告されます。</p> <p>説明は以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ここで質疑・意見を受けます。質疑等はございませんか。</p>
<p>9番森兼委員</p>	<p>計画案で、1件、すでに亡くなられている借受者の名前が見えましたが、この計画案について説明と対処方法について教えてください。</p>
<p>事務局長</p>	<p>促進計画案の作成の段階で、始めの申出書提出の時点ではご健在でした。しかし、意見聴取の直前に亡くなられたという情報が本日までに把握できておりませんでした。大変申し訳ございません。</p> <p>今後、事前に申請者情報の異動があったことが確認できた際に、対応できる範囲で資料を訂正いたします。</p> <p>ご指摘のあった1件については、これ以上進めることができませんので、今回の議案から削除させていただき、残りの152件について、ご意見をお伺いさせていただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。ほかにございませんか。</p> <p>(なしとの声)</p>

議長	<p>それでは採決に移ります。</p> <p>議案第2号「農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について」提案の原案について異議なしの旨で回答することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>挙手多数、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号41について事務局からの説明を求めます。</p> <p>(説明 以下 概要)</p>
事務局員 (本庁)	<p>受付番号41</p> <p>位置等：説明資料6，7～18ページに記載</p> <p>転用事由：太陽光発電設備</p> <p>資金計画：全額自己資金</p> <p>他法令：該当なし</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：除外不要</p> <p>その他：なし</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ここで質疑・意見を受けます。質疑等はございませんか。</p> <p>(なしとの声)</p>
議長	<p>それでは採決に移ります。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」受付番号41を申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>挙手全員、許可することと決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第4号「非農地証明申請について」を上程します。受付番号46から48の3件について事務局からの説明を求めます。</p>

<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>(説明 以下 概要)</p> <p>受付番号 46 位置等：説明 6、19 ページに記載 潰廃事由：高等学校の林業科の苗木栽培、間伐、枝打実習等の山演習林として昭和 43 年に購入したが、その後、平成 4 年に同科が廃止され、実習で植えつけた苗木などがそのまま成長し現在山林となっており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：申請地は草木が生い茂り山林となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地として利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p> <p>受付番号 47 位置等：説明資料 6、20、21 ページに記載 潰廃事由：①30 年ほど前から農業をすることが困難となり、子や孫は、遠方に在住し農業を継続することができず原野化しており、このたび地目変更登記をするため。 ②平成 4 年頃に駐車場としてしまっており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：①申請地は、低木が生い茂り原野となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地として利用される見込みがないことから、非農地であると確認。 ②申請地は擁壁を備えた駐車場となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地として利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p>
<p>事務局員 (西城出張所)</p>	<p>受付番号 48 位置等：説明資料 22、23 ページに記載 潰廃事由：昭和 30 年ごろに申請者の父が申請地の所有者との口約束で居宅を建設して現在に至っており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：申請地は、居宅が建設されており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。質疑等はございませんか。</p> <p>(なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは採決に移ります。議案第 4 号「非農地証明申請について」受付番号 46 から 48 の 3 件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。</p>

	(なしとの声)
議長	それでは、議案第4号「非農地証明申請について」受付番号46から48の3件を申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、証明することと決定されました。
議長	続きまして、議案第5号「庄原市農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更の承認について」を上程します。 庄原市農業振興課より説明をお願いいたします。
農業振興課 (本庁)	資料にて、庄原市農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更内容およびその理由、今後のスケジュール等について説明 (以下 略)
議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。質疑等はございませんか。
	(なしとの声)
議長	それでは、議案第5号「庄原市農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更の承認について」申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、証明することと決定されました。
議長	以上を持ちまして、本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。 続いて、会長報告、「その他」事項について事務局から説明を求めます。
事務局員 (本庁)	(その他事項について資料にて説明) ○会長報告

<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>○報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役員会</li> <li>・女性農業者と農業委員の意見交換会 (1/26)</li> <li>・令和7年度庄原市農業施策に対する意見書について (回答)</li> </ul> <p>○協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員・農地利用最適化推進委員の一斉改選について</li> </ul> <p>○その他</p> <p>○今後の主な日程 の報告を行った。</p>
<p>議長</p>	<p>以上事務局からの報告・協議でした。 みなさんから全体を通してご質疑、意見等はございますか。</p> <p>(なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>以上で本日の日程をすべて終了しました。 これをもって、第11回農業委員会総会を閉会といたします。(午後2時55分)</p>

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和8年2月5日

議長  
(堀江 唯雄) \_\_\_\_\_

4番委員  
(増谷 克則) \_\_\_\_\_

5番委員  
(入谷 弘之) \_\_\_\_\_